

# にいはま 農業委員会だより

第42号

令和元年12月1日

編集 新居浜市農業委員会

発行 新居浜市一宮町1-5-1

電話 0897-65-1313(直通)

印刷 (株) ハラプレックス



令和元年稲刈り風景(垣生)

## <主な内容>

- ◎会長あいさつ・委員紹介 ..... 2P
- ◎先進地視察研修報告 ..... 3P
- 〈特集：遊休農地を減らそう〉 ..... 4 ~ 7P
  - 農地パトロールについて ..... 4P
  - 農地の適正管理について ..... 5P
  - 景観形成作物取組事業について ..... 6 ~ 7P
- ◎農地転用許可について ..... 8P
- ◎農業で輝く女性紹介 ..... 9P
- ◎農業者年金について ..... 10P
- ◎人・農地プランについて ..... 11P
- ◎委員の改選について ..... 12P

農業委員会総会は

**毎月5日です。**

(ただし休日の場合は翌日となります。)

農地法第3・4・5条の

**申請締切は毎月15日ですが**

異なる月もありますので、農業委員会事務局に  
ご確認ください。

農業委員会は、農地法に基づく売買・賃借の許可、  
農地転用案件への意見具申、遊休農地の調査・指導  
などを中心に農地に関する事務を執行する行政委員会として市町村に設置されており、新居浜市では19  
人の農業委員と15人の農地利用最適化推進委員によ  
って構成されています。

# 会長あいさつ



新居浜市農業委員会  
会長 藤田 幸正

第23期農業委員の活動も残すところ、あと半年あまりとなりました。「農地等の利用の最適化の推進」を含む様々な課題に、農業委員・農地利用最適化推進委員が力を合わせ取り組んでおります。

令和元年は、8月の九州北部豪雨、9月の台風15号、そして10月の台風19号など異常気象による災害があり、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

本市における農業の現状は、農業従事者の高齢化と後継者不足、新規参入者の減少、それらに伴う農地の荒廃、さらには有害鳥獣による被害の拡大等大変厳しい状況にあります。この問題に対していくに取り組むべきか、地域の皆様からの声を聴き、話し合い、知恵を出し合い、地域の農業・農地を守り、地域の景観、食の安心・安全の確保と共に、子どもや孫の世代にしっかりと引き継いでいく必要があります。

今後も新居浜市の農業者が安心して営農ができる農業づくりを目標に、積極的に取り組んで参りたいと思いますので、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

## 農業委員・農地利用最適化推進委員の紹介

ご相談等ありましたら、お気軽に地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にお声がけください。

農地利用最適化推進委員		
議席	氏名	住所
1	神野 克史	久保田町
2	岡田 充	宇高町
3	岡部 正明	垣生
4	村上 壽一	又野
5	高橋 繁	松神子
6	井下 八郎	荷内町
7	高橋 真次	船木
8	宇野 賀津美	船木
9	田坂 健次	光明寺
10	眞鍋 哲哉	中筋町
11	寶田 正司	宮原町
12	守谷 博明	上原
13	飯尾 象司	萩生
14	西原 實	萩生
15	久枝 啓一	大生院

岡部正明委員と守谷博明委員は、平成20年7月から現在まで4期にわたり農業委員、農地利用最適化推進委員として務められ、一般社団法人愛媛県農業会議より永年勤続表彰を受けられました。おめでとうございます。

農業委員		
議席	氏名	住所
1	山下 元	庄内町
2	石山 敏夫	沢津町
3	藤田 幸正	垣生
4	岩崎 紀生	田の上
5	小野 義尚	落神町
6	寺尾 俊行	阿島
7	横井 直次	多喜浜
8	藤田 健太郎	船木
9	矢野 重明	船木
10	藤田 幸隆	西喜光地町
11	近藤 美喜男	下泉町
12	小野 春雄	角野新田町
13	曾我部 英敏	北内町
14	合田 有良	萩生
15	池田 辰夫	本郷
16	伊藤 慎吾	大生院
17	渡邊 勝俊	大生院
18	松本 勝美	中村
19	山口 三七夫	桜木町

# 先進地視察研修報告



■研修日

平成31年4月10日～平成31年4月11日

■研修先

鵜川棚田保存会（滋賀県高島市）  
道の駅「京丹波味夢の里」（京都府京丹波町）



## 滋賀県高島市 鵜川棚田保存会

鵜川地区は、高齢化により棚田の約半分が耕作放棄地になったため荒廃に歯止めをかけようと棚田保存会を設立し、「オーナー制度」を取り入れました。1区画100m<sup>2</sup>、3万円で農業体験ができるとのことで、都会の方からの申込みが多いとのことでした。研修日はあいにくの雨だったため、バス越しで棚田を見学しました。



### <研修を終えて各委員より>

- ★農業振興地域内農用地（青地）の利点を生かす取り組みを行なう補助金を有効に活用している。
- ★体だけあれば作業できる体制を作り、当市でも導入すれば荒廃地対策の一環となるのでは。
- ★耕作放棄地対策に乗り出した設立発起人の山田氏の情熱が素晴らしい。このようなリーダーを育てることが、先決かもしれない。
- ★田畠の区画整理が進んでおり、当市の農業政策が遅れていると感じた。

## 道の駅 「京丹波味夢の里」

京都縦貫道の京都市と舞鶴市の中間に位置し、上下道と一般道からも入れる道の駅として、平成27年にオープンしました。建物は町の所有で、スーパーが母体となった管理会社が運営を委託されています。施設全体の年の売り上げは約15億円で、農産物の直売所の売り上げは、5億円。お客様目線に立ち、季節催事等によってあきさせない経営をしており、60%から70%のリピート率があるということです。

### <研修を終えて各委員より>

- ★農家も生産から販売までを視野にいれる必要性がある。
- ★宮津行き・京都行きのそれぞれの時間帯に合わせ、買物するピークに出荷して成果を挙げたり、ブランド化して所得拡大に繋げている。
- ★営業時間が、午前6時から午後9時までと消費者と生産者に有益性をもたらしている。

新居浜市内の  
貸したい農地を  
紹介しています

農業委員会の  
ホームページに  
一覧表を掲載しています。  
ご利用ください。

<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/nougyou/>



**特集 遊休農地を減らそう(1)**



農地パトロールの実施は、農地法第30条で定められており、年に一度行われます。去年の調査と比較すると、筆数で42筆、面積で約3.6ヘクタール遊休農地が減少しました。また、今回新しく遊休農地となつてしまつた耕作地の所有者・小作人の方には、「農地における利用の意向についての調査票」をお送りしますので、ご協力をお願いします。



農地パトロールは、毎年、地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、農地の無断転用防止と早期発見を目的とし、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員・農林水産課職員・農地整備課職員・農業委員会事務局職員で行っています。

令和元年7月から8月までの間、農地パトロールを実施しました。



## 農地パトロール集計結果

(調査期間：令和元年7月～8月)

支 所	遊 休 農 地		全農地に占める遊休農地の割合
	筆 数	面 積 ( m <sup>2</sup> )	
1 本 所	23	15,700.00	2.09
2 高 津	10	10,374.00	1.27
3 垣 生	38	25,653.00	3.36
4 神 郷	66	40,466.00	3.01
5 多 喜 浜	103	75,101.74	7.24
6 船 木	173	96,075.10	5.44
7 角 野	14	11,398.00	1.17
8 泉 川	56	25,764.80	1.90
9 中 萩	110	81,060.90	3.60
10 大 生 院	70	59,591.19	4.54
11 大 島	474	216,578.82	29.66
12 別 子 山	67	68,699.00	10.70
合 计	1,204	726,462.55	5.28

**特集 遊休農地を減らそう(2)**

**【農地法第2条の2】**  
農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようしなければならない。

耕作を放棄されている農地は、雑草の繁茂などにより、近隣農地の経営に迷惑をかけるだけでなく、有害鳥獣の住処や通り道になつたり、病害虫の発生、ごみの不法投棄や火災の原因になるなど周辺に悪影響を及ぼすことになります。定期的な草刈りを行うなどして、農地の適正な管理をお願いします。

農業委員会では、雑草の苦情を受けた耕作放棄地の所有者や耕作者に、農地の適正な管理のお願いの文書を送付しています。草刈等を自分でできない場合は、シルバー人材センターまたはJA新居浜市などに依頼(有料)してください。

# 農地を適正に 管理しましょう

## 耕作放棄地解消促進事業にかかる 大型トラクター等の利用について



〈利用料〉 大型トラクターによる草刈作業  
10a当たり 8,000円(税込)

問い合わせ JA新居浜市 経済事業部  
☎ 41-5701

大型トラクターは、JA各支所の共同機械で耕起等が困難な耕作放棄地で利用可能です。  
なお、面積や形状また進入路がない場所等により利用できない場合があります。(ほ場の端から50cmほどは刈り取りができません)

## 安心できる農地の貸し借りについて

(農業経営基盤強化促進法による利用権設定)

利用権設定で貸し借りなどを行う場合は農地法の手続きを行う必要はなく、農業委員会が「農用地利用集積計画」を作成し、市が公告することによって効力が発生します。期間が満了すると契約は終了します。

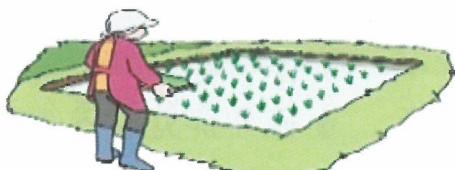
また、期間満了前に終了等の通知をします。双方の申出があれば、再設定することもできます。

問い合わせ 農業委員会事務局  
☎ 65-1313

## 小作地の相続をお忘れなく

小作権(借りている農地)の相続手続きを忘れずにお願いします。小作している人が死亡しても、小作する権利(賃借権)は相続人に承継されます。

遺産分割協議の際には、小作権についての話し合いも忘れないで、書面に残しておくことが大切です。小作権を相続された方は、台帳名義の変更のため、小作地相続届を提出してください。





## 【農地の荒廃発生防止に効果】

川東圃場 岡田 充 委員

平成13年から、耕作放棄による農地の荒廃発生防止対策として、遊休農地を利用してコスモス、ポピーなどを作付

けて有効利用することにより、農地の所有者に農地の維持管理について啓発すると共に、市民に憩いの場を提供し地元の園児を招待して、一面に咲く花の中で遊ぶ様子を広く報道されるなど、所期の目的達成に十分効果があると思います。

6月19日、地区委員により、コスモスを播種しましたが、雑草が多いため、7月29日朝8時から、地区委員、職員など多数の方々に参加していただき、草取りや草刈り機で周囲の草刈りなど、猛暑の中、大変お疲れ様でした。秋にはきれいに咲いて、園児を招待できました。



## 【皆様の喜ぶ顔を励みに】

大生院圃場 渡邊 勝俊 委員

私たちの圃場は、大生院の総合科学博物館通り沿いにあります。一帯が農振地域であり田園風景の中に民家が点在するのどかな場所です。散歩する人た

ち、通学する学生、バスに乗った観光客もよく通る絶好の立地です。ここで中

萩・大生院地区の委員9名が、景観形成作物の育成に取り組んでいます。

今年は、場所を少し変更して道路の北側に圃場を設定しました。長年作付されていない休耕田にポピーを植えましたが、春には無事花が咲き、通りすがりの人たちの目を楽しませてくれました。車を止めて写真を撮る人や花を摘んでいく人もいた程です。そして、例年通り、園児招待を行いました。地元の保育園、幼稚園から子どもたちを招待し、委員たちと一緒に花を摘みました。そして、その摘んだ花をお年寄りに渡し、一緒に見て楽しんでいました。近所の人たちも、雑草が茂っていた遊休農地が、きれいなお花畠に変身して、大変良かったと喜んでもらっています。

次に、秋の花を植えるべく、夏の猛暑の中、地元委員が汗を流して準備しました。トラクターによる耕運、草刈り、種まき、草取りと、無事に花が咲く様に頑張っております。

今後とも、皆様の喜ぶ顔を励みに、景観形成作物の育成作業に励みたいと思つております。



## 特集 遊休農地を減らそう(3)

新居浜市農業委員会では、「景観形成作物取組事業」を行っています。この事業は遊休農地の発生に警鐘を鳴らすとともに、お年寄りや子どもに安らぎと自然学習の機会を与えようと市内3か所(船木・大生院・川東)の圃場で、ポピー、ひまわり、コスモス、チューリップなどを育成しています。

遊休、荒廃農地の発生防止対策として、船木・角野・泉川の委員11名の協力体制で、景観形成作物の育成に取り組んでいます。事務局の支援を受けながらポピー、チューリップ、コスモス、ひまわりなどの花栽培を年2回のサイクルで、作付けしています。新居浜高速インター通り遊休地において展開しており、新居浜市の玄関口でもあり、通行人や車両も多く警鐘効果の高い絶好の立地条件です。重労働で地道な活動ですが、農地所有者に農地の維持管理、農村環境の景観保全向上を図る効果を願っております。春は耕耘草取り・追肥の努力が実つて、ポピーとチューリップが満開に咲き誇りました。

### 【園児の心の育成に】

船木圃場 田坂 健次 委員



チューリップ配布



新居浜市農業委員会事務局ホームページにも事業の取組を掲載しています。

<http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/nougyou/>

# 農地転用には許可が必要です!

農地転用制度は、食料の安定供給の基盤である優良農地の確保と農業以外の土地利用との調整を図ることを目的としており、農地転用する際には、あらかじめ愛媛県知事の許可を受ける必要があります。転用許可は農業委員会で申請内容を審議した後、愛媛県へ進達します。

なお、農地を転用して住宅等を建築する場合は、農地法以外にも農業振興地域に関する法律(農振法)や都市計画法などの他法令によって、建設等が規制される場合があります。他法令による許認可等が得られる見通しがない場合は農地転用の許可がされませんので、農地転用の際には、必ず関係機関と事前協議を行ったうえで申請してください。

※農地転用申請書等の作成を行政書士でない人が、依頼を受け報酬を得て、業として行うことは、法律により禁止されていますので、代行申請を依頼される場合は、必ず行政書士にご相談ください。



もしも・・・  
許可を受けずに転用したり、  
許可どおりに転用しなかったら・・・



許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなります。その場合、知事は、工事の中止や原状回復等の命令を行うことができることとされています。また、罰則の規定もありますのでご注意ください。

なお、許可後において転用目的を変更する場合、事業計画の変更等の手続を行い県知事の承認を受ける必要がありますのでご注意ください。

## 農業で輝く女性たちを ご紹介します

**J・J・C(JOY・JOY・CLUB)**  
ジョイジョイクラブ

このグループは  
心の支え  
明るく楽しく  
活動しています

どんなグループですか



● メンバー

仙波八重子さん（みかん・野菜） 三船典子さん（養豚）  
松本勝美さん（野菜・水稻） 村上泰子さん（水稻・野菜）  
小野房子さん（ミニトマト・水稻） 三浦和代さん（水稻）

昭和 62 年に専業農家の女性で設立しました。海外視察研修、各地の女性農業者との交流、パソコン勉強会、毎日農業記録賞に応募入選、農業まつりにて焼豚販売などいろいろな活動をしました。それが夫の病気やけが、親の介護などあり、大きな活動はできなくなりましたが、32 年目の今でも月 1 回の定例会は必ず実施しています。全員が農家の長男の嫁で、悩みごとを相談できる仲間は本当に心の支えになっています。仕事も遊びも何でも楽しんでやろうと「JOY・JOY・CLUB ジョイジョイクラブ」と名付けました。本当にこのメンバーに出会えてよかったです。メンバーは、水稻、野菜、畜産などいろいろな農業形態で、夫の理解もあったから続けることができました。設立当時は、まだ農家の嫁が家を空けることが難しかった時代ですが、この会の活動ということで家を出やすかった。農業経営の面でも夫と役割分担をして参画、女性も経済的に自立していることが大切ですね。

これから農業をしたい女性にアドバイスは

農業は大変そうという先入観を持たずにやってみて欲しいですね。

おしゃれして  
農業しています。



平成 18 年 2 月 28 日 6 家族が家族経営協定を結びました。

これから目標は

農業は一人ではできないので二人で頑張ってきましたが、夫婦そろっていつまで農業ができるか楽しみです。

『家族経営協定』とは？

家族で取り組む農業経営について、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。

# 農業者年金に加入して 安心で豊かな老後を



こんな方が加入できます。

- ① 国民年金第1号被保険者
- ② 年間60日以上農業に従事
- ③ 20歳以上60歳未満の方

- 積立方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 農業の担い手には保険料補助
- 終身年金80歳までの死亡一時金あり

家族一人ひとりの年金を！今、女性の新規加入者が増えています。

## 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められ(月額2万から6万7千円の間で千円単位)、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

## 税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料の控除となり、所得税・住民税の節税になります。保険料の運用益は非課税のため、その分年金原資が多くなります。将来受け取る農業者年金は公的年金等控除が適用されます。(65歳以上の方は公的年金等の合計額が120万円までの場合は、全額控除できます。)

農業者年金の内容、加入手続きについては、  
**J A 新居浜市(37-1003)**または  
**農業委員会**にお問い合わせください。



## なぜいま青色申告？

詳しくは**東予地方局産業振興課**  
**0898-68-7322**まで

収入保険制度や農業経営基盤強化準備金制度、農業者年金の加入(白色申告者より保険料掛金が割安になる)、他各種補助事業等の要件として青色申告をしていることが必須要件とされています。しかしそれら諸制度に関係なくとも、青色申告は次のとおり多くのメリットこそあれ、デメリットはほとんどないのが実情です。

### 青色申告のメリット

- 所得税の確定申告時に、65万円控除(貸借対照表・損益計算書を添付した場合)や10万円控除(従来の白色申告様式(損益計算書)だけの場合)が受けられます。
- 青色事業専従者給与として家族の労力も必要経費に算入できます。
- 貸倒り当金(貸付金や売掛金など未収入分の5.5%額)の必要経費算入
- 純損失(所得が赤字であった場合)を3年間(法人は9年間)、準損失の出た年から繰越して所得金額から控除できます。
- その他、減価償却費の割増償却など各種特例があります。

### 青色申告のデメリット

- 財産の状況(通帳や家・土地・機械装備、借金等も)を一覧にする(貸借対照表を作る)必要があります。

## 人・農地プランの実質化

人・農地プランとは、農業者が話し合いに基づき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来の在り方などを明確化したものでです。新居浜市では、

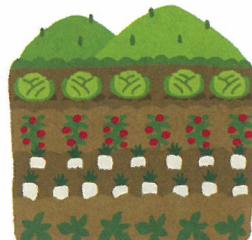
平成24年度及び平成25年度に、地区ごとの話し合い及びアンケートの結果を基に人・農地プランを作成しました。



この人・農地プランについて、さらに実のあるものにするために、「実質化」することが求められています。農地の利用に関するアンケート結果を基に現状把握を行い、地域において話し合いを行うことにより、5~10年後の農地利用を担う中心経営体にする方針を決めるものです。新居浜市においても、環境が整った地域から実質化に向けた取組を行う予定です。

## 農地中間管理事業とは

農地を貸したい土地所有者と、農地を集積して規模の拡大を図りたい農業者のマッチングを農地中間管理機構が行うものです。



本事業の利用により、各種補助事業が優先採択される場合があります。詳しくは農林水産課までお問い合わせください。

## 新規就農相談会



新たに農業を始めた方、栽培作物の転換を図りたい方等を対象とした就農相談会を2月に実施します。

詳細は市政だよりなどでご案内しますので、農業に興味のある方のご参加をお待ちしております。

## 防護柵設置に補助金制度があります

### ○対象者

市内で農業をしている方

### ○対象となる費用

有害鳥獣による農作物被害防止のための電気柵、防護ネット等及び取付金具などの付帯設備の資材購入費

### ○補助金の額

- ・資材購入費(税抜)の1/2(千円未満切捨て)
- ・上限額 50,000円(一般)  
100,000円(認定農業者)

※詳細は農林水産課までお問い合わせください。

☎ 65-1262



新居浜市では、有害鳥獣の農作物被害を防止するため、ワイヤーメッシュ・電気柵等の防護施設の設置にかかる資材購入費の一部を補助しています。補助金を受けるには、資材購入前に申請をしていただき、交付決定を受ける必要があります。交付決定前に購入した資材は補助対象外となりますのでご注意ください。

# 農業委員・農地利用 最適化推進委員の改選について

地域の農業者や農業団体等からの推薦及び公募(令和2年3月予定)

令和2年7月19日の任期満了に伴い、令和2年3月に委員の推薦及び公募を実施しますので、ご理解とご協力を  
お願いいたします。

## 農業委員

推薦・募集の結果を尊重して市長が議会の同意を得て任命します。

## 農地利用最適化推進委員

推薦・募集の結果を尊重して、定められた区域ごとに農業委員会が委嘱します。



農業委員会総会

## 農業委員会総会審議状況

(単位:m<sup>2</sup>)

	農地法第3条		農地法第4条		農地法第5条		農用地利用集積計画	
	農地の賃貸借・売買等		自己所有地を転用する場合		権利を設定・移動して転用する場合		認定農業者等への賃貸借等	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成28年度	27	27,076.00	15	8,453.50	169	126,059.91	97	154,631.30
平成29年度	32	37,163.99	13	8,054.00	168	113,327.65	98	130,340.45
平成30年度	34	31,263.00	12	7,053.00	176	152,307.25	86	136,586.91

## 全国農業新聞のお知らせ

「農地を守り担い手を応援する専門紙」  
農業経営、暮らしに役立つ情報満載

発行日 毎週金曜日

購読料 月額700円(消費税込み)

購読のお申込は

農業委員会事務局まで



## 農地基本台帳調査協力のお願い

農地基本台帳調査として世帯員及び就業状況・農機具の保有状況・借受等の意向についてなど調査員(農業委員・農地利用最適化推進委員等)が12月中旬(予定)から、お伺いしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ

農業委員会事務局

☎65-1313(直通)

